

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (東京都知事決定)

都市計画後築二丁目東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

[ ] 内は全幅員を示す

名 称		後築二丁目東地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 1.1 ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		幹線道路	—	—	—	—	
		区画街路	特別区道 文第807号	5.5 ~ 6m [12m]	約 190 m	—	既存道路の 拡幅
			特別区道 文第809号	4.5 ~ 5m [12m]	約 60 m	—	既存道路の 拡幅
特別区道 文第195号	2 ~ 2.5m [6m]		約 120 m	—	既存道路の 拡幅		
公園及び緑地	種 別	名 称		面 積		備 考	
	—	—		—			
	—	—		—			
下 水 道		—		—			
その他の公共施設		—		—			
建築物の整備	建 築 物		主 要 用 途		建築物の高 さの限度	備 考	
	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	事務所、店舗、住宅、駐車場		高層部70m		
	約 6,240㎡	約 65,000㎡ (約 56,000㎡)					
	敷地面積に対する		高度利用地区の制限内容				
建築面積の割合	延べ面積の割合	参 考	最高限度 容積率 50/10以下 30/10以下 建ぺい率 8/10以下 6/10以下				
約 70%	約 630%		最低限度 容積率 20/10以上 建築面積 200㎡以上				
			壁面の位置の制限 2m、4m				
建築物の敷地整備	建 築 敷 地 面 積		整 備 計 画				
	約 8,900㎡		敷地の周囲に歩道上空地を設け、敷地の北側に広場を確保する				
住宅建設の目標	戸 数		面 積		備 考		
	約 90戸		約 8,900㎡				

施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり

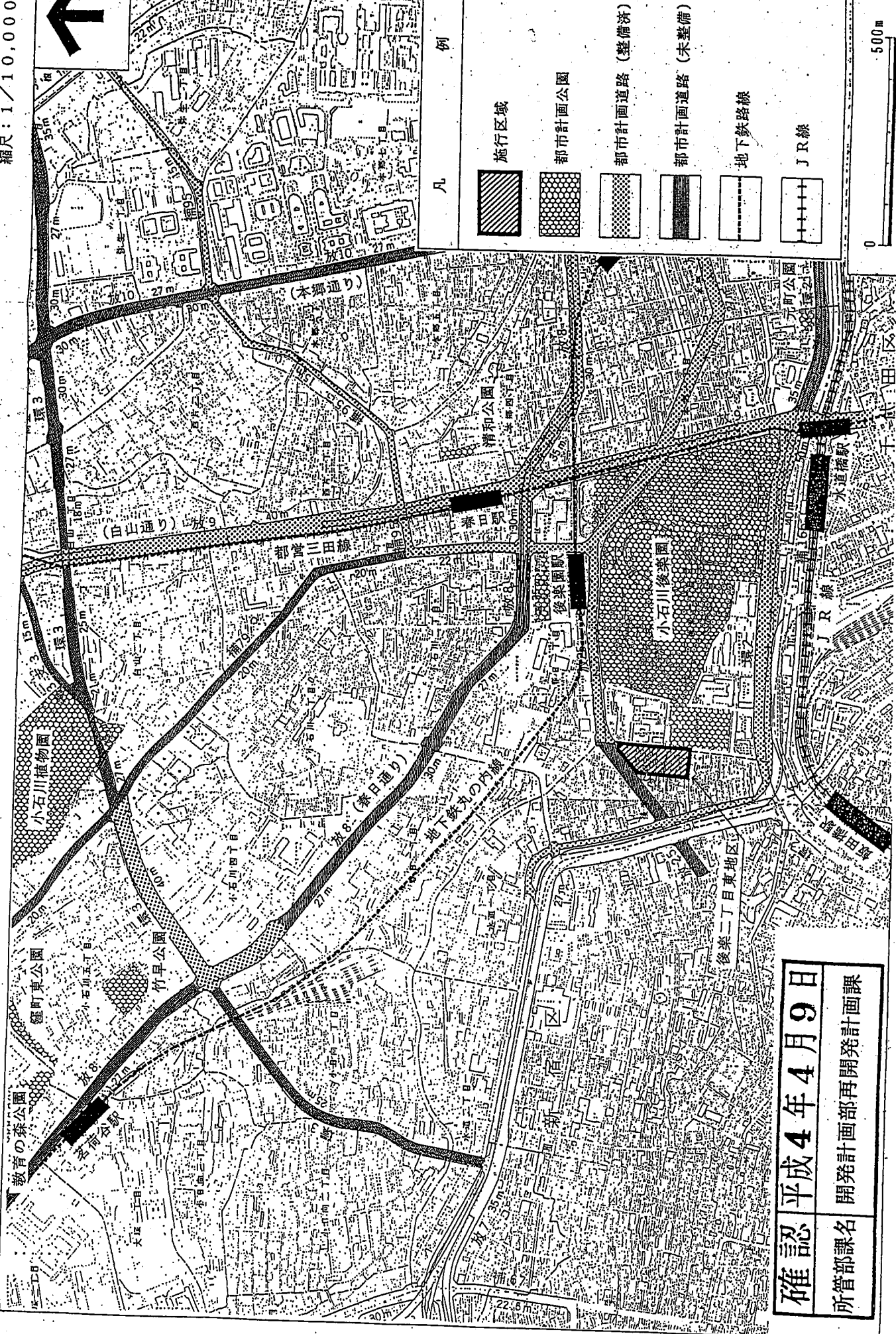
理 由

文京区南部の業務地として、業務、商業、住宅の共存地区に整備するとともに、道路等の公共的空間を創出し、土地の合理的な高度利用を図るため、都市計画を決定する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業  
後菜二丁目東地区第一種市街地再開発事業

総括図 位置図

縮尺：1/10,000



凡 例

	施行区域
	都市計画公園
	都市計画道路 (整備済)
	都市計画道路 (未整備)
	地下鉄路線
	J R 線

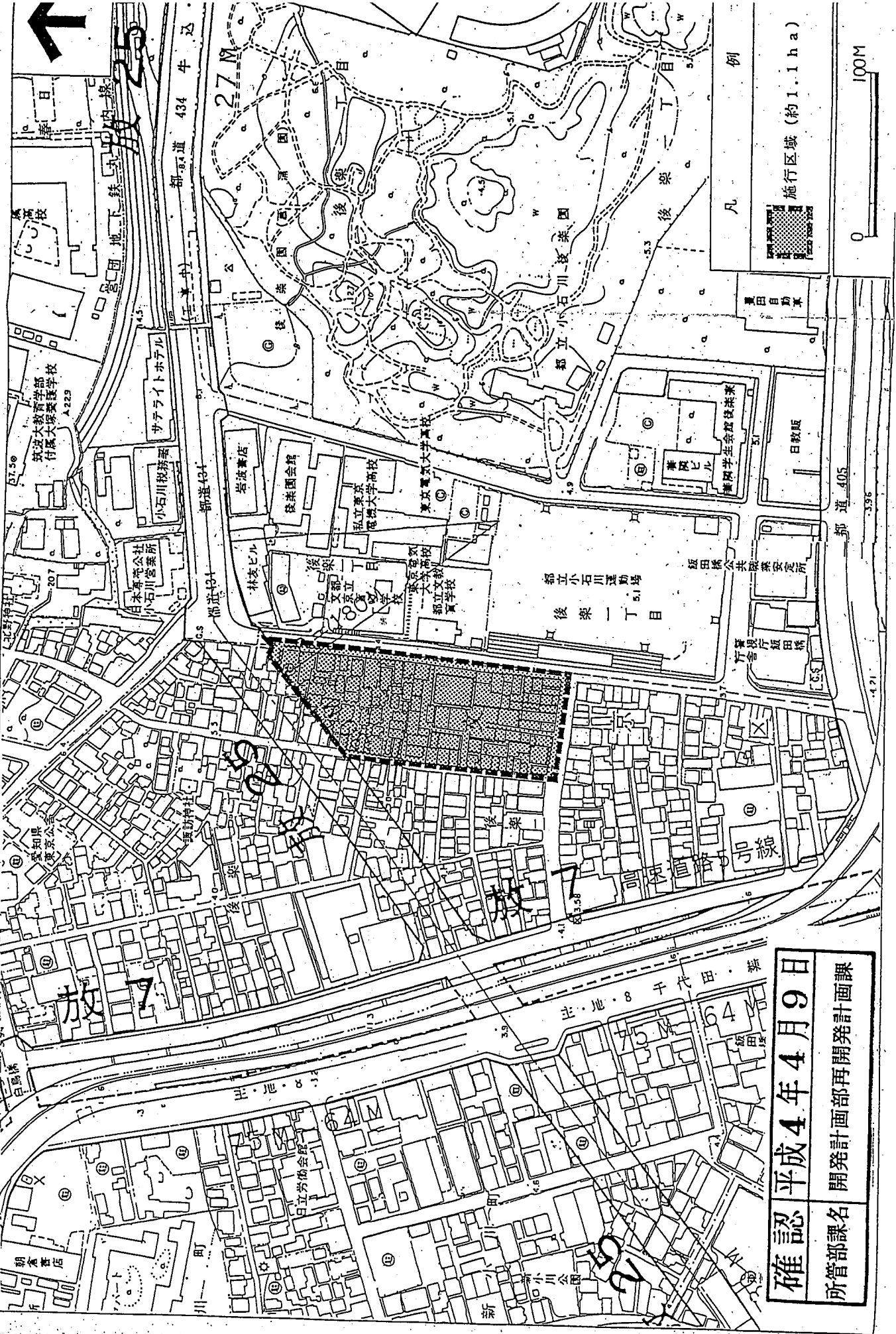


確認 平成4年4月9日  
所管部課名 開発計画部再開発計画課

東京都計画 第一種市街地再開発事業  
後菜二丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 区域

縮尺: 1/2,500



確認 平成4年4月9日  
所管部課名 開発計画部再開発計画課

凡例  
施行区域 (約 1.1 ha)



東京都計画 第一種市街地再開発事業  
後楽二丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 公共施設配置図

縮尺：1/1,000



例

施行区域 (約1.1h)

建築敷地

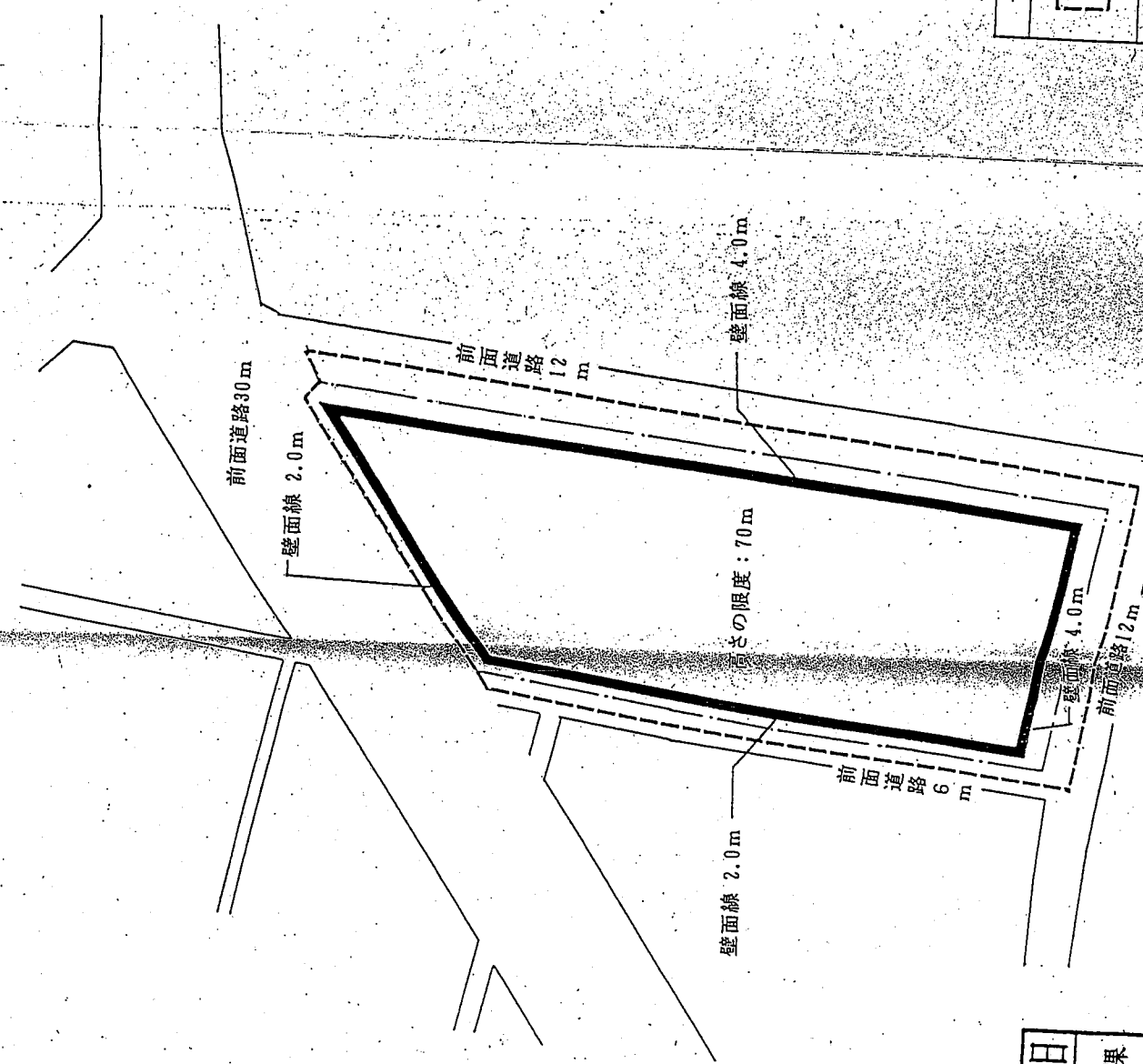
0 10 20 30 40

確認 平成4年4月9日  
所管部課名 開発計画部再開発計画課


東京都計画 第一種市街地再開発事業  
 後楽一丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 建築物の高さの限度図

縮尺：1/1,000



確認 平成4年4月9日  
 所管部課名 開発計画部再開発計画課

凡 例
 施工区域 (1.1)
0 10 20 30 40 50

東京都市計画 後菜二丁目東地区第一種市街地再開発事業

完成予想図

